

令和 7 年度 情報通信分野の国際標準化会議

参加者募集要綱

(対象：民間企業等の若手人材、中小企業・スタートアップ企業・大学の人材)

令和 7 年 10 月

株式会社野村総合研究所

1. 募集の背景

株式会社野村総合研究所は、総務省事業「情報通信分野の国際標準化機関における主要ポストの確保・維持のための専門人材育成及び標準化人材の中小・スタートアップ・大学への裾野拡大に資する調査等の請負」の一環として、国際標準化会議に参加し実務を通じて動向調査・標準化活動を行う者（調査者）を募集します。本公募は、令和 7 年 1 月に実施した公募（令和 7 年度事業に向けた公募）に続く二次公募です。

(1) 本事業の背景

情報通信分野では、多様なネットワーク・端末・システムが相互接続してサービスが提供されるため、国際的な技術仕様の整合と標準化が不可欠です。一方で、現在の国際標準化活動に対して、民間企業等の若手人材や、中小企業・スタートアップ企業・大学の人材の参画が十分とはいい切れず、将来の主導的役割を担う人材育成が喫緊の課題となっています。

(2) 本事業の目的

本事業は、国際標準化の現場に民間企業等の若手人材、中小企業・スタートアップ企業・大学の人材を積極的に送り出し、標準化実務の経験を通じて日本の標準化人材基盤を強化することを目的とします。

(3) 募集対象

民間企業等の若手人材、中小企業・スタートアップ企業・大学の人材の応募を歓迎します。国際標準化の実務経験を積みたい方、企業として国際標準化に参画する意欲を持つ方は、ぜひ積極的な応募をご検討ください。

(4) 参加者に期待する役割

- ① 国際標準化機関の会議に出席し、提案の動向やその検討状況、主要な参加者の動向等について調査を行うこと
- ② 国際標準化活動を遂行するためのスキルを習得・向上させること
- ③ 関係者との連携や情報収集を図ること

2. 募集内容

(1) 応募資格

令和 7 年度に、国際標準化機関・団体の会議等に参加し、標準化活動を行う者（調査者）の二次公募を行います。募集対象としては、以下の 2 カテゴリです。

応募カテゴリ	応募資格の必須条件	追加可能なメンバーの条件
カテゴリ①：民間企業等の若手人材※ ²	民間企業等の若手やそのグループ	標準化活動の協力者※ ¹ 1 名 (他組織メンバーも可)
カテゴリ②：中小企業・スタートアップ企業・大学の人材	中小企業、スタートアップ企業、大学・高専等に属する個人またはグループ	

※ 1 カテゴリ①、カテゴリ②のいずれにおいても、標準化の目標や寄与文書の作成、標準化会議での発表や交渉について、サポート可能な専門家を 1 名までメンバーに加えることが可能です。(他組織メンバーも追加可能)

※ 2 「カテゴリ①：民間企業等の若手人材」は、20～30 代を指します。

一人の調査者が提案できるのは 1 申請のみです（ただし、「標準化活動の協力者」については、複数の提案書に名を連ねることが可能です）。

また、令和 7 年度に他機関からの助成等の支援を受ける予定となっている方は、本施策による支援の対象とはなりませんのでご注意ください。

(2) 調査対象となる標準化機関・団体

調査対象となる機関は情報通信分野における標準化機関・団体とし、デジジュール機関 ITU 及び APT（ITU-T、ITU-R、APG、AWG、ASTAP 等）、フォーラム標準化団体（W3C、IETF、IEEE、3GPP、O-RAN ALLIANCE、Wi-Fi Alliance、ETSI、IOWN GF、MPEG 等）を想定いたします。

(3) 調査対象期間

調査対象となる期間は 2026 年 1 月から 2026 年 2 月末となる見込みです。2025 年 12 月までの調査活動は対象にならないことにご注意ください。

(4) 調査費用

- ・ 調査費用は、渡航費、滞在費、会議出席調査費とし、調査対象の標準化機関・団体で

開催される会議への参加費等にかかる直積的費用またはその一部を支給します。

- ・ 調査費用の支給額は、当該調査に係った実費を精算することとし、1回の会議につき1人当たり100万（税抜）を上限とします。上限額を超える費用については、調査者にて負担頂きます。
- ・ 1申請あたりの上限は300万円（税抜）とします。（300万円以内であれば、同一会議への複数名による参加や、同一調査者の複数会議への参加も可能です。）
- ・ 渡航費と滞在費は、会議出席調査費と合わせた調査費用の支給額が支給上限額を超えない範囲であれば実費を精算することとします。
- ・ Web 会議等への参加の際の経費として認めるものは、次の通りとします。
 - Web 会議の参加費（例：会議登録料）
 - 会議が深夜等の場合の宿泊費又は帰宅用タクシー代（公共交通による自宅への帰宅ができない場合）

これらの経費については、その証拠となる証憑書類（会議の開催日程及び参加している時間が確認できる資料（会議日報又は画面キャプチャ等）を添えて提出してください。

- ・ 会議出席調査費は、会議参加日数に応じて、一律1人当たり14,000円（税抜）を支給します。調査報告書の作成に係る費用は、会議出席調査費に含みます。なお、日当は支援の対象外とします。
- ・ 必要に応じて、調査費用の10%の間接費の計上を認めます。

調査者の選定にあたり、調査項目と費用を確認・精査させていただきます。支援の必要性が低いと判断される場合は、ご提案内容から支給額を減額することがあります。

(5) 調査者に実施いただくこと

調査者として選定された場合、調査項目、支援内容、支給額の調整を行った上で、株式会社野村総合研究所と調査者の所属先との間で調査活動に関する契約を締結します。

① 調査者には、締結した契約に基づいて調査活動を行っていただきます。

- ・ 調査にあたっては、可能な限り、標準化会議の参加者等とコミュニケーションをとり、会議参加者等の動向等を調査してください。
- ・ 国際会議等が中止又は延期など、出張を予定していた標準化会議の現地調査ができない場合は、協議のうえ Web 会議等への参加、要職者等へのヒアリング又は文献調査等による代替調査を実施することができます。また、当初出張を予定していた標準化会議が Web 会議に変更された場合には、当該 Web 会議へ参加し、調査をお願いします。その場合、渡航費、滞在費等に替えて、必要となる経費を支援します。

② 調査者には、調査結果をまとめた報告書を提出していただきます（Word 形式 10 ページ程度）。

なお、報告書には以下の事項を盛り込んで作成頂く予定です。

調査項目	調査内容
国際標準化の案件の概要	・ 案件の検討を行う場の技術分野 ・ 案件の検討を行う場における重要課題
主な参加者の概要	・ 案件の検討を行う場に参加する主要参加者（国、企業等） ・ キーパーソン
案件の検討の構図	・ 主要参加者、参加の背景・目的 ・ 参加者間の協力関係・対立関係
案件の検討状況	・ 国際標準化提案の論点 ・ 主要参加者の姿勢・意見 ・ 日本への影響、警戒すべき内容の有無 ・ 今後の検討の方向性
案件の実現方策	・ 国際標準化提案の決定を得るための方策（仲間づくり、提案ロジック）
検討における留意事項	・ 参加者による提案への対応等での注意事項
[民間企業等の若手人材/中小企業・スタートアップ企業・大学の人材向け] スキル獲得の計画・実績	・ 調査を通じて獲得したいスキルとその獲得に向けた計画、今年度調査を通じた計画の達成状況 ・ 今回の経験を活かした、今後のステップ
[標準化活動の協力者(専門家等)向け] 調査者へのスキル伝授	・ 専門家による支援内容（寄与文書の作成、標準化会議での発表や交渉など） ・ 調査者が獲得したいスキルを踏まえた調査者の育成計画 ・ 今年度調査を通じた計画の達成状況

③ 調査者には、調査結果について評価会で発表していただきます。

- ・ 発表用資料（PowerPoint 5 ページ程度）をご提出ください。
- ・ 調査報告書及び発表用資料は、株式会社野村総合研究所から総務省へ提出する報告書の作成に使用します。契約履行過程で生じた著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）等は総務省に帰属します。

(6) 調査費用のお支払について

- ・ 調査費用の支払を行うため、以下の書類を期限内に提出していただきます。
 - 証憑書類（領収書、搭乗券の半券（搭乗確認ができるもの）や航空券の残券（E チケットをプリントアウトしたもの 等）など）

□ 経費調書

- ・ Web 会議にかかる経費については、その証拠となる証憑書類（会議の開催日程及び参加している時間が確認できる資料（会議日報又は画面キャプチャ等））を添えて提出してください。
- ・ 証憑書類は、会議出席後、可能な限り早くご提出ください。
- ・ 原則として契約期間内に支払いが発生した分をお支払いの対象として、年度末に精算します。事情により支払い時期にご要望がある場合は、提案書に記載してください。
- ・ 期日までに証憑書類のご提出がない場合、費用がお支払いできない恐れがありますので、ご注意ください。

3. 調査者の選定方法

提出された提案書を有識者で構成される評価会において審査して選定します。選定に当たっては、以下の点等を基準として評価いたします。

- ・ 提案者または提案グループの調査体制
- ・ 調査目標・目的、調査対象等の妥当性
- ・ 実施方法・計画等の適正性
- ・ 調査実施の優先性 等

4. 応募方法

(1) 提案書の形式

添付の提案書テンプレートの記載項目に基づき、提案書の作成・提出をお願いします。提案書は Word 形式で、提案内容の詳細や補足するための添付資料は PDF/PowerPoint 形式で提出してください。

(2) 募集期間

2025 年 10 月 10 日（金）～2025 年 11 月 7 日（金）12 時必着

調査の対象期間は、2026 年 1 月から 2026 年 2 月末の予定です。

(3) 提出先

下記「7. 提出・お問い合わせ先」に記載の事務局宛てに、メール添付にてご提出ください。

5. スケジュール

現時点で予定しているスケジュールは以下のとおりです。

- ・ 二次提案募集：2025 年 10 月 10 日 ～ 11 月 7 日
提案書受領後、事務局において、適宜内容・様式を確認し、必要に応じて応募者に対し問い合わせる場合があります。

- ・ 評価会による審査：2025 年 11 月中旬 ～ 12 月上旬
- ・ 応募者への結果通知：2025 年 12 月中旬
- ・ 契約の締結、調査の開始：2025 年 1 月 ～ 2 月

6. 留意事項

(1) 応募いただいた資料は、本件の審査及び案件進捗管理に利用するものとし、その他の業務には利用いたしません。また、応募いただいた資料は、返却いたしません。

(2) 次のいずれかに該当する場合は本事業の対象外となり、審査後であっても決定を取り消します。

- A) 第三者の知的財産権を侵害している場合。
- B) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業を営むと認められるとき。
- C) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- D) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- E) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- F) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- G) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- H) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が（C）から（G）までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- I) 国や地方公共団体等による補助金等に関し、不正経理や不正受給を行ったことがあるとき。

7. 提出・お問合せ先

株式会社野村総合研究所

情報通信分野における国際標準化動向調査（標準化人材基盤強化）事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ict-std-apply-2025@nri.co.jp

※メールの件名は「【応募】情報通信分野における国際標準化動向調査（企業名 | 応募者名）」
としてください。

※一度に電子メールに添付できるファイル容量は 10MB までです。

※お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。